

令和 6 年分所得税の定額減税

令和 6 年度税制改正の法案が成立していませんが、財務省、国税庁は定額減税の実施要領案を公表しました。

【対象者】

居住者の所得税額から定額減税に係る額（以下「特別控除の額」という）を控除する。

＊対象者は所得税法上の令和 6 年分の合計所得金額(1,805 万円以下)とし退職所得金額を含む。

＊合計所得金額に関わらず実施し年末調整時において合計所得金額が 1,805 万円超になると見込まれる場合には、控除実施済額について調整する。(取戻課税)

【特別控除の額】

次の金額の合計額とする。(所得税額を限度)

- ① 本人 3 万円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る） 1 人につき 3 万円

同一生計配偶者とは…

現行の所得税法の定義により居住者の配偶者で生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち合計所得金額が 48 万円以下である者。

(単位:万円)

配偶者の 合 計 所得金額	納税者本人の合計所得金額				定額減税 の対象者
	900 以下	900 超 950 以下	950 超 1,000 以下	1,000 超	
48 以下	配偶者控除の適用 (配偶者控除額 48～13)				本人の 税額から減税
48 超 133 以下	配偶者特別控除の適用 (配偶者特別控除額 38～ 1)				配偶者の税額 から減税
133 超	配偶者・配偶者特別控除の適用なし				

＊納税者本人の合計所得金額が 900 万円超である場合には所得税の計算において所得控除が制限されますが本人の定額減税の対象には含まれます。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

扶養親族とは…

現行の所得税法の定義により、居住者と生計を一にする親族等（青色事業専従者等を除く）で合計所得金額が 48 万円以下である者（扶養控除等申告書に記載された者に限る）

（単位：万円）

所得控除の区分		扶養親族の合計所得金額	
		48 以下	48 超
年少扶養親族	0 歳～15 歳	(注) 扶養控除あり	扶養控除 適用なし
一般の扶養親族	16 歳～18 歳		
特定扶養親族	19 歳～22 歳		
成年扶養親族	23 歳～69 歳		
老人扶養親族	70 歳		
定額減税の対象者		本人の 税額から減税	扶養親族の税額か ら減税

(注) 15 歳以下の（年少）扶養親族については所得税の計算において所得控除はありませんが、令和 6 年 6 月 1 日以後最初の給与支払日までに新たに「源泉徴収に係る申告書」の提出を求め定額減税の対象に加える。

＊令和 6 年 6 月 1 日より後に雇用された者については毎月の源泉徴収税額から定額減税をせず、年末調整時に特別控除の額を控除する。

【年末調整 令和 6 年分】

年末調整においては住宅借入金等特別控除後の所得税額から特別控除の額を控除し、特別控除の額を控除した金額に附加税率（2.1％）を乗じた税額を加え、年税額を計算する。

【源泉徴収票への記載事項】

- ① 所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額
（例）源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇円、控除外額 〇〇円
- ② 合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の特別控除を実施した場合、その旨
（例）非控除対象配偶者減税有

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>